

役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三宝会（以下「当法人」という。）の役員（理事及び監事）及び評議員の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員に対して報酬を支給し、評議員は無報酬とする。ただし、役員が職員である場合も、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、理事会1回につき5,000円 監事監査1回につき10,000円とする。

(支 給 日)

第3条 役員は、理事会および監事監査開催時に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員が、理事会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき 3,000円

宿泊料 1泊につき 15,000円

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第6条 この規程の改正については、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

この規程は、平成17年12月22日から施行する。

この規程は、一部改正し平成23年 3月17日から施行する。

この規程は、一部改正し平成29年 6月23日から施行する。

この規程は、平成30年6月6日に一部改正し平成30年4月1日から適用する。